

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

平成 27 年国勢調査において、本町の人口は 7,195 人である。一方、国立社会保障・人口問題研究所における本町の将来の人口推計では、全国的な社会潮流と同じく、少子高齢化のさらなる進行と本格的な人口減少傾向を迎えることが予想されている。

また、平成 28 年経済センサス活動調査における本町の全産業（公務を除く、事業内容等不詳を含む。）事業者数は 327 社となっており、業種の割合は順に卸売業、小売業 89 社（27.2%）、建設業 50 社（15.2%）、製造業 45 社（13.7%）である。

このような中、現状を維持するためにも引き続き町内中小企業の生産性の向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取組を支援していくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

先端設備等の導入を推進することで、中小企業の経営の安定化を図るとともに地域経済の活性化を図る。これを実現するための目標として、計画期間中に 7 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本町では、地域産業の振興や新たな企業の誘致・創業を視野に入れるため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。ただし、太陽光発電設備については、景観や環境への配慮から、電力の全てを他社に供給し売電収入を得る設備であって自己の所有する建物に付帯し設置するものに限る。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本町では、中小企業は町内全域に点在しているため、対象地域を限定しない。

(2) 対象業種・事業

今後、地域産業の振興や企業の誘致・創業を視野に入れるため、対象業種・事業を限定しない。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

①雇用の安定

人員削減を目的とした取組は先端設備等導入計画の認定の対象としない。

②地域経済の健全な発展

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

③町税の滞納がないこと